

## 鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会会議録

- 1 開催日時 平成 23 年 11 月 17 日(木)午後 1 時 30 分より
- 2 開催場所 第 4 委員会室 (市役所 6 階)
- 3 議題 公共下水道使用料の改定について
- 4 出席者 村山和彦委員 榊岡源一郎委員 永山巖委員  
菅野勝利委員 川上輝委員 唐澤優子委員
- 5 欠席者 佐藤明治委員
- 6 事務局 小林都市建設部長  
相川都市建設部次長  
高地都市建設部参事事務取扱下水道課長  
貞方課長補佐事務取扱建設係長  
木下水洗普及係長  
林計画業務係長  
秋元主査  
谷高主査補  
真田主事補
- 7 傍聴者 1 名
- 8 議題等の決定事項
  - 1 公共下水道使用料の改定について
  - 2 会議録署名人を菅野勝利委員に決定
- 9 会議内容

## 司会（貞方補佐）

それでは、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、市長よりご挨拶を申し上げます。お願いします。

## 清水市長

皆さんこんにちは、本日はお忙しいところ御参集頂きまして誠にありがとうございます。この下水道審議会は一年ぶりに皆様方にお集まりいただきましたけれども、鎌ヶ谷市の下水道を含めた土木行政に大変なご協力とご理解をいただきまして誠にありがとうございます。

国の事業仕分けが昨日から始まりまして、鎌ヶ谷市の事業仕分けも先月やったのですけれども、下水道事業につきましての鎌ヶ谷市の事業仕分けのテーマの一つとしてやっていただきまして、その結果は再検討を要するという厳しい事業仕分けの結果が出たわけでありまして、その点について担当の方から後ほど説明させていただきますけれども、下水道事業の在り方については色々な意見を賜りながらやっていかななくてはいけないと思いますし、事業仕分けの結果というものを踏まえて審議会の委員の皆様とも色々なことを考えていかななくてはいけないというふうに思っております。その点にも関係するのですけれども、今日の皆さんにご審議いただくテーマは下水道料金の改定ということがあります。今回は私の方では据え置くということがベターなのではないかなというふうなお話をさせていただいておりますけれども、審議会の委員の皆様におかれましては鎌ヶ谷市の下水道事業が円滑に運営されるような形での

ご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

#### 司会（貞方補佐）

平成 23 年度に入りまして、新しく就任された委員の方がいらっしゃいますので、改めて委員の皆様及び事務局を紹介させていただきます。

鎌ヶ谷市下水道事業審議会条例第 3 条第 1 号に規定されております「学識経験者」の委員と致しまして、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会の会長であり、鎌ヶ谷市都市計画審議会副会長でもいらっしゃいます。都市コンサルタント会社社長村山和彦様でございます。

本審議会の副会長でいらっしゃいます。千葉商科大学教授榎岡源一郎様でございます。

千葉県の人事情況に伴いまして、本年四月一日付けで江戸川下水道事務所長に赴任されました永山巖様でございます。

次に、同条の第 2 号に規定されております「その他市長が必要と認める者」の委員と致しまして、馬込沢自治会長菅野勝利様でございます。

鎌ヶ谷市商工会理事川上輝様でございます。

一般公募唐澤優子様でございます。

本日は欠席しておりますが、もう一方いらっしゃいます。鎌ヶ谷市自治会連合協議会佐藤明治様でございます。佐藤様におかれましては本日欠席する旨連絡を受けております。

次に本日出席しております職員を紹介させていただきます。

下水道事業の担当部長であります小林都市建設部長でございます。相川都市建

設部次長事務取扱都市整備課長でございます。続きまして、下水道課の職員を紹介させていただきます。高地都市建設部参事事務取扱下水道課長でございます。木下水洗普及係長でございます。林計画業務係長でございます。秋元主査でございます。谷高主査補でございます。真田主事補でございます。最後に私、本日司会を務めさせていただきます、下水道課の課長補佐事務取扱建設係長の貞方と申します。よろしくお願いいたします。

では、会長一言お願いします。

#### 会長

市長さんのご期待に添えるように、皆さんの意見がまとめられればと思っております。永山さんは今回が初めてですし、一年経っていますので、先年の申し合わせといたしますか、確認をしたいと思うのですけれども、この審議会は諮問委員会でございます、諮問委員会ですから市長さんにご意見を申し上げると言うことであって、都市計画審議会などと違ってここで否決したから、やってはいけないというような性格ではない。従って、本来は議決をすること自体はあまり意味がないと、下水道課の方には言ったのですけれども、そうは言ってもまとめてもらわないとやりにくいと言うことで議決はしますけれども、議決そのものには意味がない。

都市計画審議会ですと皆さん何もしゃべらないで座って議決の時だけ手を挙げられるということに、意義があるのですけれども、ここではそれに全然意義がない。従いまして、ぜひ市長さんのお話にあった様なお意見を出していただければと、そのために議事録は逐語お話になったことをそのまま議事録にするように下水道課の方にお願ひしております。市長さんもこれから退席されるということですので先行き逐語の議事録までお読みいただいて何かのご

参考にしていただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願  
いいたします。

司会（貞方補佐）

ありがとうございます。

市長は、所用のためここで退席をさせていただきますので、よろしくお願  
いいたします。

（市長退席）

これより議事に入りたいと思います。

当審議会の議長は、審議会条例第6条第1項の規定により会長が行うこと  
となっておりますので、引き継ぎたいと思います。

それでは会長よろしくお願いいたします。

会長

それでは審議会を始めます。今日はどうもありがとうございます。市長さん  
に注文を付けましたけれども、これでよかったですでしょうか。ちゃんと議事録を  
読んで下さいということは言いたいと思ったので、わざわざちょっと間に入れ  
させていただきました。

後は定数については事務局から言ってください。定数の確認を言って下さい。

林係長

鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第6条2項の規定により委員の半数の出  
席が会議の成立要件となります。ただいまの出席委員は、6名でございますの  
で定足数に達しておりますので審議会は成立いたしております。

## 会長

傍聴者がおいでということですのでけれども不都合はないですね。

## 司会（貞方補佐）

今回の審議会において、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に係る不開示情報等に該当する事項は含まれておりませんのでよろしくお願いします。

## 会長

では傍聴人に入ってください。

（傍聴人入室・着席）

すいません傍聴人の方をお願いします。色々な注意を聞いたと思いますけど守って下さるようをお願いします。

それではこれから会議を始めます。最初に事務局から説明をしてもらいます。

## 小林部長

本日、ご審議いただきます鎌ヶ谷市公共下水道使用料金の改定につきまして、その概要のご説明を申し上げます。

下水道整備を図る上で、その財源内訳は、国費及び市債の外、一般会計からの繰入金及び受益者負担金、下水道使用料となっており、この内、特に大きなウエイトを占めるのが下水道使用料収入となっております。

この下水道使用料は下水道を使用した量に応じてお支払していただいているところですが、その用途は維持管理等に限定されているところがございます。

また、この使用料金は4年に一度見直すこととしており、前回の改定は平成

20年度に改定率12.8%で行われております。本年で4年を経過いたしますことから、平成24年度からの下水道使用料金の改定に関する方針案をご提示し、ご審議頂くことになったものです。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 会長

課長お願いいたします。

#### 高地参事

改めまして、下水道課長の高地でございます。座ってご説明させていただきます。

本日の議題でございますが、下水道使用料金について、ご審議を頂くわけでございますが、去年は、新たに整備を進める地域となります江戸川左岸流域下水道事業の再評価についてご審議をいただきました。

その結果、当初計画区域の495haについては、公共下水道として整備を進めるというご審議をいただきました。

今後、来年には、公共下水道の認可を取得し、流末となる千葉県流域下水道の整備に併せ、供用開始を目指してまいりたいと考えております。

それでは、最初に、鎌ヶ谷市の下水道について、お手元の資料を見ながら、状況をご説明申し上げます。

1ページと4ページを合わせて見ていただければと思います。

鎌ヶ谷市は、内陸部であることから、自然流域が4つに分かれ、印旛沼、手賀沼、さらに、東京湾に流れる、真間川、海老川の最上流域という地形でございます。

雨水の整備は、下流側から進めませんと、浸水被害発生の要因となることも

あり整備が難しい状況がございます。

市内の一級河川や準用河川の区域では、時間当たり 50 mmの降雨量を処理できる施設の整備が今だに出来ていないという状態が続いております。

したがって、新鎌ヶ谷駅周辺や東武鎌ヶ谷の東口などを含めた大規模な区画整理事業や、開発の区域では調節池を設けて 50 mmの降雨量に対応できる状況となっており、この内、下水道課で管理しておりますのは 69ha となっております。

カラーの審議会資料の 1 ページをお開きください。合わせてパワーポイントで表示いたします。

当市では、市域の約 82%の区域で、雨水と汚水を 2 系統に分けた分流式下水道を採用しております。

合わせて鎌ヶ谷市の下水道の 4 ページと 5 ページもご参照ください。

千葉県の流れ下水道でございますが、下水処理場はいずれも、当市から、最も遠隔地に整備されており、下水道の整備の着手は近隣自治体の中で、最も遅い昭和 51 年に工事着手となりました。

整備の方針でございますが、流末となります湖沼や、東京湾の水質の問題から、千葉県が進める流域関連の分流式下水道を採用して、汚水を優先して進めて現在に至っております。

鎌ヶ谷市の下水道の 2 ページをご参照ください。

鎌ヶ谷市の下水道全体計画でございますが、当市の行政面積 2,111ha の内、市街化区域を中心に 1,732ha 約 82%を全体計画区域として決定いたしました。この内、印旛沼流域下水道は、新京成電鉄の鎌ヶ谷大仏駅付近を中心に、計画面積 228ha の内、214ha を整備済で整備率 94%となっております。

手賀沼流域下水道は市内北部中央付近を中心に計画面積 1,009ha の内、

412ha を整備済で、整備率 41%となっております。

平成 22 年度の下水道会計の決算の数値でございますが、広報かまがやの 11 月 1 日号に掲載しておりますが、歳入総額 20 億 9,683 万円歳出総額 18 億 8,711 万円となっており、対前年比ではそれぞれ、マイナス 10.7%とマイナス 12.0% となっております。

また、借入金の総額でございますが、市債残高として 99 億 5,018 万円となっております。

鎌ヶ谷市の下水道の 3 ページをご参照ください。

人口換算による下水道普及率では、108,370 人に対し、平成 22 年度末で 54.97%となっております。

水洗化率は 92.06%となっております。この水洗化率でございますが、年々増加しておりますが、今後も市民の皆様方に下水道施設を使っていただけるよう市の広報はもちろん、下水道事業説明会、ハガキでのお願い、さらには戸別訪問などの広報活動を行なってまいります。

審議会資料の 2 ページをご覧ください。

下水道事業の予算は大まかに、下水道施設等の整備に係る建設費と、下水道施設補修、流域下水道維持管理負担金等に係る維持管理費、それと建設費の借入れ金を返済する市債償還金に分かれています。

建設費の財源内訳は、国費、市債、受益者負担金及び一般財源であり、維持管理費の財源内訳は使用料と一般財源となっております。市債償還金は、一般財源と使用料で賄われております。

この様に使用料収入は維持管理費、市債償還費などに用いられる重要な財源でございます。

3 ページをお開き下さい。

これは現在の使用料金表です。下水道料金も水道料金と同様に基本料金と累進制となる階層別の超過料金で構成されております。平均的な世帯1カ月当たり20 m<sup>3</sup>で2,575円の使用料となっております。

4 ページをお開き下さい。

これまでの使用料改定の経過でございますが、使用料の価格を決定いたしました昭和58年度以降、昭和63年度、平成16年度、平成20年度と3度改定を行っており、今回審議をしていただきます使用料改定で4度目となります。

5 ページをご覧ください。

「使用料金算定の基本的な考え方」でございますが、昭和62年に建設省通達、平成20年に国土交通省が改訂したものです。過去の改定につきましても、これに基づきまして使用料金の改定作業をおこなっております。

初めに、公費と私費の負担区分でございます。

雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担する「雨水公費、汚水私費の原則」がございます。

ただし、汚水に関しましても例外として高度処理に要する経費、高資本費対策経費のように、総務省より通知される「地方公営企業の繰出し基準」により公費で支出することが認められているものがございます。

こちらの『鎌ヶ谷市の下水道』の最後の方に用語の説明集もございますので合わせて見ていただければと思います。専門的な言葉を申し上げて申し訳ございません。例えば高度処理費につきましては下水処理で窒素・リンなどの汚水物質を高度に処理するものとかを説明しております。

6 ページをお開き下さい。

使用料対象経費の具体的な算出手順でございます。まず、いつからいつまでの期間に対する使用料についてなのか、財政計画期間を設定いたします。これ以

降は財政期間と呼ばせて頂きます。

次に財政期間内の維持管理費、資本費、使用料収入の推計を行います。ここでいう、資本費とは借入金に対する毎年の返済金のことです。

7 ページをお開き下さい。

財政期間は平成 24～27 年度の 4 年間といたしました。これは長期の設定は予測の確実性を失うことから、公共料金の安定性を図るため、4 年程度が適当であると判断したものでございます。

なお、前回、前々回の使用料改定時も同様に 4 年間としてございます。

8 ページをお開き下さい。

財政期間が決まりますと、引き続きまして維持管理費及び資本費の財政期間内の数値を推計いたします。まず維持管理費の算定根拠でございますが、人件費、管理費等の過去 5 年間の決算の数値を調べまして、その推移を参考とし推計を行いました。

9 ページをご覧ください。

ご覧の表は、使用料対象経費の平成 22 年度、平成 23 年度の推移と財政期間である平成 24 年度から平成 27 年度までをまとめた表です。推計しました維持管理費を入れます。

次に、資本費の算出でございますが、今年度借入額と同額を今後も借り入れ続けることとして算出いたしました。

これで歳出に係る経費は埋まりました。

続いて 10 ページをご覧ください。

次に、財政期間の使用料収入の推計ですが、そのためにはまず一番目の将来人口、二番目の調定件数、三番目の汚水量、四番目の各階層別の年間使用月数などを想定する必要があります。これらに関しまして順をおってご説明いた

します。

11 ページをお開き下さい。

使用料収入は下水道整備を行わない場合でも、整備済み区域の人口が増えることで使用料収入は増加いたします。逆に下水道を整備してもそれ以上に人口が減少すれば使用料収入は減少することになります。

こちらの表は財政期間の人口につきまして、国立社会保障人口問題研究所のデータをもとに想定いたしました。鎌ヶ谷市では今後人口減少が想定されておりますが平成 24 年度から平成 27 年度は、ほぼ横ばいであるため、人口変化に伴う使用料収入の調整は行っておりません。

12 ページをお開き下さい。

次に、平成 22 年度の調定件数と階層別の年間使用月数及び年間汚水量をまとめた表をご覧ください。

調定件数とは、下水道料金の請求を行った数とお考えてください。下水道使用料の請求は 2 カ月に一回行います。従いまして、調定件数の 2 倍が年間の下水道使用月数となります。年間使用月数とは、下水道を使用した世帯の月数を合計した数値でございます。年間汚水量は総汚水量を階層別に分けたものです。

13 ページをご覧ください。

財政期間の年間使用月数を推計いたしております。過去 5 年の調定件数の増加の割合、更に下水道建設の財源となります平成 24 年から平成 27 年までの各年度の国費の推移を調整して算出したものでございます。前に述べましたように、算出された調定件数の倍の数値が使用月数となります。

14 ページをご覧ください。

平成 22 年度の階層別使用月数と汚水量の割合を用いて、財政期間の階層別使用月数と汚水量の推定値を表にまとめたものでございます。

15 ページをお開きください。

前のページで算出したしました使用月数と年間汚水量を下水道使用料金表にあてはめまして各年度の使用料金を算出したしました。先ほどの9ページの、使用料対象経費の表を埋めてみます。歳入の欄になります。

残ったものは一般会計繰入金ですが、これは使用料で賄うべき経費のうち不足分を一般会計で補填いたしました。

平成22年度は実際に決まった決算の数値でございます。平成23年度の数値は予算の数値でございます。先程来、説明してございますけど、平成24年度以降の数値は、推測値ということでございます。

この表の下表をご覧ください。行政人口は11ページでご説明した人口問題研究所の推測値で下水道利用人口年間約7ha 前後整備したという推測人口でございます。それを普及率として一番下の下段に表してございます。

それでは16ページをご覧ください。

過去の下水道審議会での下水道料金改定の審議の中で「資本費算入率」という数値を使用しております。今後の審議の中で重要となりますので、前もってご説明をさせていただきます。

資本費算入率とは、使用料収入で先ず維持管理費を賄います。あと残りました使用料で借入金の償還に充てることのできた割合を表しています。

ご覧の表は資本費算入率50%を表しております。

17ページをご覧下さい。

それでは、過去2回の使用料改正に関する審議会の答申について、ご説明いたします。

平成15年度の審議会では、「維持管理費及び資本費については、全額使用料で賄うことが原則」としてはありますが、「直ちに全額使用料で賄うことは、大幅

な使用料の値上げが必要であり、そのため、一般会計の財政状況など考慮しながら当面資本費算入率 50%を目標に段階的に見直し、平成 15 年度当時の資本費算入率は 13%でございましたが、平成 16 年度から平成 19 年度までの平均で 28.8%に引き上げる改定を行っています。次のページで全体的な資本費参入率の推移の変化を見ていただけます。

平成 19 年度の審議会では公共下水道事業は「独立採算性」が原則となっている。その中で、現状における一般会計からの繰入金は、結果的に下水道未整備地区の市民に負担してもらうこととなり、税負担の公平性を欠くと共に、他の行政経費を圧迫する要因ともなっている。

従って、下水道経営の健全化を図るため資本費算入率の目標を、平成 15 年度で確認した 50%と設定し、段階的に見直しを図ることとして、資本費算入率 39.8%まで引き上げる改定を行っています。

18 ページをご覧ください。

このグラフは、前回の使用料改定時の平成 19 年度から今回の改定予定の平成 22 年度及び、財政期間最終年度になります平成 27 年度までの資本費算入率と対象となる収入、支出を表したものでございます。

料金改定前の平成 19 年度の資本費算入率は 29%でございました。平成 20 年度に実施しました使用料の改定により、平成 22 年度では、42%まで向上しております。また使用料を今のまま改定しない場合でも、平成 27 年度には、49%までになっていると推測しております。

それに合わせて、一般財源の下水道特別会計への市債の償還金額も、平成 19 年度 6 億 61 百万円、平成 22 年度 6 億 11 百万円、平成 27 年度これは推測値でございますけれども 5 億 53 百万円と減少している事がわかります。

19 ページをご覧ください。

平成 15 年度より平成 27 年度までの資本費算入率の推移を表してみました。先ほど、17 ページで、平成 15 年度の資本費参入率を 13% とご説明いたしましたが、第二回料金改定により、翌年度の平成 16 年度には 11% アップの 24% に改善されております。

第三回料金改定では、平成 19 年度の資本費参入率は 29% から、平成 20 年度では 7% アップの 36% に改善されております。

今回の、平成 24 年度からの料金改定検討期間では、先ほども申し上げましたが、現在の料金体系を維持しても、平成 27 年度には、目標の 50% にほぼ達成することになるものと推測しております。

20 ページをお開き下さい。

使用料金改定方針案でございます。

以上のことを踏まえまして、今回の下水道使用料の改訂内容でございますけれども、今回の財政期間である 4 年間では、使用料改定を行わなくとも目標であった資本費算入率 50% をほぼ達成の見込みであることから改定は、行なう必要がないものと考えてございます。

以上が、使用料改定の検討結果の説明でございます。ありがとうございました。

#### 会長

それではご質問をどうぞということになるのですけれども、これは大変難しい。私は二回通って教えてもらって、今日三回目なのですけれどもやっと理解したのですけれども、質問特にございますでしょうか。質問がなければご意見を頂くということで。

#### 唐澤委員

改定が最初の 15 年間ぐらい行われていないというのは何か理由があるので

すか。

#### 高地参事

過去のことなのですけれども、私ども昭和 51 年に工事に着手いたしまして、最初の下水道使用料 59 年から頂くことになったのですけれども、その最初の間というのは非常に建設に重点を置いておりました。その関係でこの資本費参入を計算いたしますと数パーセントになると非常に低い数字でございましたので、この間というのは実際は議会の中でも話はあったのですが、料金を著しく上げるといことは下水道を使っただけの方に著しく大変なご負担をいただくこととなりますので、なるべく公共料金の一つでございますので、料金の改定は見送りを続けていたということでございます。15 年たった段階で下水道を使っただけの方が徐々に増え始めました。その関係で 30%から 40%になった段階で改めて、原則として、下水道の会計の中で全てを賄うということに基本方針がございまして、その段階で料金の改定をさせていただいた。この様な状況でございます。

#### 会長

ありがとうございます。ご意見の参考に、これは私が最初に説明して頂いてなかなか理解できなくて、特に作っていただいたのが 18 ページの絵なのですが、18 ページの絵はよくわからないから作ってくださいとお願いをした。この使用料収入から絵としては使用料単価がはじき出されている様なかっこうなのですが逆に言うと、将来の想定については使用料収入を先に決めておいて今までと同じにしておこうよと決めておいて、逆算をしているかっこうになるのですね。そうですね。ですから使用料収入は上げないでおこうという市長さんの意思があった上で、逆算をするとこうなりますと。ですから一般財源というのは市民全体の税金から持ち出すものですから、使っている人の負担分と

市民全部の人の負担との比率がこんな感じでいいですかというのが今日の審議、これでいいとなれば単価を変えないで済みますという理解でよろしいでしょう。

#### 高地参事

その通りでございます。

#### 会長

まあ、そういう事で、考えると一番最後の 20 ページの目標である 50%にほぼ達するためというのは、これは本当は目標である 50%を超えないのでということですよ。これは努力目標で達したのではなくて、これを超えないように努力をしたわけですよ。だから 50%を超えないのでというような表現の方がいいような気がする。そうではない。超えないようにしたわけでしょう。

#### 林係長

例えば超えた場合、目標を超えてしまいましたどうしましょうという話になるかと思えます。したがって、目標にほぼ達成したので、今回は上げる必要はないのではないかという様なご質問をしているわけです。

#### 会長

どっちでもいいか。意味は同じだから。意味が同じなら原案通りでもいい。目標というと努力目標に感じてしまう。

#### 林係長

公営企業ですから、100%使用料で賄うのが原則です。ただ当時 100 にすると使用料は非常に高くなってしまいます。確かに 50%は努力目標として 50%までなら何とか頑張れるというところで設定しています。そこまで今回使用料を上げなくても達成する見込みが立ちました。

#### 会長

そういう意味ですね。

唐澤委員

そうしたら、もっと資本算入率が大きくなったら、使用料が下がるのですか。

林係長

基本的には、これから使用量が増えていく可能性がありますので、50%を超えていくと思います。100%に達した時にどうするかというところがあるのですが、今は公営企業法の不適用、従って修繕引き当て金、貯金が認められておりません。公共団体は単年度会計ですから、その年に入った収入で全てを賄っているという形が原則なのです。将来下水道がどんどん進んでいくと使用料収入は上がるのですが、維持管理費について、非常に必要な時期がやってくる。今はまだ出来上がって35年程度ですけど、50年経つと至るところで補修の費用がかかります。このときにその入った使用料だけで賄えるかどうかという論議について今回は必要ないのですが、そういう100を超えたときはそういう話になります。使用料を下げるという話になるのか、その時のために貯金をするという話になるかもしれません。

唐澤委員

貯金は出来ないのではないですか。

林係長

基金ですね。

唐澤委員

基金ですね。わかりました。

菅野委員

使用料対象年度の行政人口、これは減少傾向で対応されておりますけど、この4、5年の鎌ヶ谷市の人口を見ますと逆に増加傾向ですよ。4年間ぐらい

はまだまだ気持ち上がっていきたくらうと見ておるのですが、この人口問題研究所の逆にこの率で上がっていった場合には今言われた資本費の参入率だとか、そういう数値は変更になるわけですか。それとも全然変わらないというわけですか。

#### 高地参事

人口のお話なのですけれども、去年の審議会にもございましたけれども、実は国勢調査の結果では、国勢調査平成 17 年に行いまして、その後去年平成 22 年 10 月 1 日に人口の国勢調査終わったわけなのですが、その結果を見ますと確かに会長おっしゃる通り、4.9%伸びております。特に北総線の沿線、白井、印西、船橋を含めて軒並み人口は増加傾向でございますが、この人口問題研究所の方につきましては相対的な、例えば、地域のある一定の要因ということではなくて、千葉県なら千葉県という人口的な産業とか、年齢構成を見て、人口を設定しておりますので、長い時間を見ますとだんだん人口が減っていく傾向にある。そうしますとやはり、今私ども下水道普及率 55%で毎年 1%ずつ、普及率上げようとするのでやっておりますけれど、いずれは人口が減ってきて、下水道の使用量がいずれは下がる時代は間違いなくくるのではないかなと考えてございます。

その 5 年間については会長おっしゃる通り、もしかすると人口が増える可能性がやはりありますし、使用量としてはもうちょっと多くなる傾向になるのではないかなという予測はしております。

#### 菅野委員

使用量が良くなるというのは、市民から見たら安くなるということですか。収入が増えるということですか。

#### 高地参事

使用料収入が増えて、資本費ですね、借金を減らす使用料収入が多くなるというお金が要は資本費参入率という言葉にさせていただいたのですけれど、それがだんだんパーセンテージとしては多くなるということでございます。基本的なことを申しますと下水道会計自体は100%の会計は自分のところでやっていきなさいというのは基本的な考え方ですので、それには、50%を目標としておりますので、それにはちょっと追いつかないような状況です。

#### 菅野委員

今日の資料にはないですが、前回頂いた資料には、近隣市の単価比較がございましたね、あれを見ますと、鎌ヶ谷が一番高い単価になっておるので、ちょっとその辺が私としてはどうなのかと思う。

#### 林係長

資料をパワーポイントで作っておりますので。

#### 高地参事

他市との比較でございますけれども、千葉県内の中では、私どもの料金、実は上位から6番目になっております。この表では近隣市を示してございますが、近隣市の中でも非常に高い傾向にございます。昨今では松戸市と市川市が料金改定を行いました。概ねその改定によって、鎌ヶ谷市に大体近い下水道の使用料の利用料金になっております。という状況でございます。ただ全国平均で見ますと、審議会資料の中で下水道の料金表をさしていただきましたけれども、全国平均でいきますと若干ではございますが、安いというような料金体系でございます。

#### 菅野委員

下水道使用料というのは、各市町村で決めているわけですね。

#### 高地参事

その通りです。

#### 菅野委員

簡単に言うと私どもはすぐ隣が船橋なので、すぐ船橋がどうだ、鎌ヶ谷がどうだという話が出てくるのです。船橋と鎌ヶ谷でこんなに差があるのは何が一番の要因なのか。

#### 高地参事

船橋市はですね、過去から下水道をかなりやっています。そういう関係で私ども昭和 51 年から下水道工事に着手したと申しましたけれども、まだ建設したお金を例えば 25 年から 35 年という長期で返済してきているわけですが、返済の額と金利を合わせて毎年 9 億 5 千万円から 10 億前後のお金を資本費という形で借金しているところでお返ししているわけでございますけれども、この建設費がまだまだかかっているというところから、その違いがあらうかと思えます。私どもこの新鎌ヶ谷地区とか、東武鎌ヶ谷東口地区とか、区画整理をした地区というのは事業者の方で下水道施設を整備して頂きますので、建設費にかからないわけでございます。一番顕著なのが白井市なのですが、白井市は人口地域のほとんどが公団で整備いたしましたので、下水道の建設費というのはほとんどかかっていない。その関係で資本費をあまり払わなくても下水道がかなり高い率で整備できた。こういうような違いがございます。

#### 会長

よろしいですか。

#### 林係長

あと、船橋市に比べ鎌ヶ谷市が、なぜ高いかというのを比べたときに、今説明した内容の他には、船橋は大口が非常に多いのです。

#### 菅野委員

大口というのは階層別の意味ですか。

林係長

そうです。デパートとか大きな工場、それというのは使えば使うほど単価が高くなりますから、大口がすごい金額が上がってきます。それが、鎌ヶ谷市については非常に比率が低いというところで収入の内容が違います。

会長

よろしいですか。鎌ヶ谷市の下水は新品だから。

菅野委員

償却が済んでないよと、いう様な感じでしたね。理解はするのだけれど、どうなのか。

会長

まあ、もっと下げろと。

菅野委員

今の料金が高いのか安いのか評価は、私はわかりません。ただ他市との比較からいくとなぜ高いのか、もっと安くできないのかということなのです。ご説明いただいて理解はしたのだけれども、またこういうことでいくと。

会長

これから大幅な値上げをしないためにはどうしたら良いかという事でしょうか。

菅野委員

そうですね。

高地参事

その辺につきましては、実は前回答申いただきましたけれども、例えば去年、会長さんの方から下水道計画の見直しについては、人口の少ない地区を下水道

でやるのかというお話があったかと思いますが。それについては確実なデータではございませんですけども、1haあたり人口30人から40人程度が下水道引いた時の採算ベースに合う人口なのです。ところが、鎌ヶ谷市の場合、調整区域での人口密度がかなり多いものですから、調整区域に入れてもまだ採算ベースに合うところがあります。ただ今後10年20年経った場合に調整区域に人口が減少していった場合に、市街化区域もそうですが、減っていった場合にまだそこを整備していくのかという議論は当然ございます。これは当然こういう下水道審議会の中で、人口がどんどん減っていく中で違う形の下水道を整備していく、例えば北海道や東北に行きますと、市とか町が合併浄化槽を設置して管理する体系の下水道もございます。そういった色々な形を全て視野に入れた中で、見直しをしていくということが必要であろうと考えております。

#### 会長

今後、建設をするときに、そういうことを考えてもらう。

#### 菅野委員

私が入ってくる情報から言いますと、現行の浄化槽と公共下水道になったときは、公共下水道が当然安くなるだろうと、市民から見た場合、そういうように考えているものがけっこう多いのです。私のところは江戸川左岸で3、4年前からやるということを聞いておりますが、そうするとまたそういう設備費がかかって、いつまでたっても他市よりかは高い料金でいくのかなと。さっき会長が言われたようにどうやったら下がるのかという何か良いアイデアがないのですか。

#### 林係長

特にアイデアというわけではないのですが、下水道の使用料の対象となるものは維持管理の経費ですので、整備が進んで多くの方が使えるようになれば、

当然単価は下がるのですね。鎌ヶ谷市はまだ50%というところで、船橋や松戸は70、80%いっていますから、もともとの人数が多いのですね。従って一人一人の単価は下がっていきます。従って、鎌ヶ谷市はこれから先どんどん普及が進んで下水道人口が多くなれば当然それは下がる可能性があります。その時に20年も30年も経った時に、今度は下水道の施設がどれだけ老朽化して、また初めから作り直しという話になっていく可能性がありますので、そこら辺を考えなくてはならないのですけれども。ただあまりに遠い将来なので今から想定が出来ないのですが。

#### 菅野委員

北部の方で、公共下水道が完備されたのだけれども、まだ使用しない浄化槽でやっているという方がまだおられるということを知った。それはもうないのですか。

#### 高地参事

そちらにつきましては、下水道法上では浄化槽の方には遅滞なく公共下水道に切り替えていただくという文言がございます。浄化槽ではなく便槽でやられている方は3年以内に切り替えてくださいというのがございますが、やはり強制的というのはなかなか難しく、あくまでお願いという形で実態は行っています。

#### 菅野委員

私の聞きたいのはなんで公共下水道を使わないのと。それは公共下水道にかえると現行よりもお金が高くなるという意味なのか。それとも別の意味があるのかということを知りたい。

#### 高地参事

料金につきましては、使えば使うほど高くなる。累進制を使っていますので、

湯水のようにどんどん水道を使って、どんどん下水に流れてしまいますので、その場合は高くなってしまいます。一般家庭、例えば井戸につきましては一人6m<sup>3</sup>という算定をしております。これは全国的な統計から6m<sup>3</sup>という推計をしている。例えば3人家庭であれば、18m<sup>3</sup>こちら私ども先ほどから20m<sup>3</sup>という数字をお示ししておりますけれども、だいたい一般家庭でこの程度が下水道の使用料になる。この2,575円なのですが、合併浄化槽を正しくお使いになった場合、月3,000円程度かかるのではないかと統計でございますけれども、昨日私ある家庭に呼ばれていったのですが、周りが非常にくさい。何とかしてもらいたいと、浄化槽が適正に管理されてないとどうしてもにおう。このにおいの主源というのは浄化槽というのは中に汚泥がたまる槽があるのですが、この汚泥のたまる槽、年に1回は必ず取りませんとこの汚泥が少しずつうわ水となつて一緒に出て行って、U字溝に流れ出すわけです。その流れ出す汚泥が非常にやはりくさいということで、適正に管理されてない、安く管理しようとするとも周りの方にご迷惑をかけてしまう。ということがございます。そういう方には個別に私どもでお願いに行ったり、ハガキを出したりさせていただいております。

#### 会長

そうすると今のお話を、やり取りを整理いたしますとこれから今まで以上に下水道料金が上がらないようにするためには、下水道が敷設されている地域の人たちに早急に公共下水道を使ってもらうように行政は努力をするべきだと。それから下水道料金の支払いをなされていない方がおいでかもしれませんね。これについてもきちんと料金を頂くというように行政は努力をするべきだと。これはとりあえず前向きな料金が上がらない方策でしょうかね。

#### 高地参事

私どももそのように考えてございます。水洗化普及率とともに水洗化率ですね公共下水道が引かれた地区でもまだ使われていない方がいらっしゃいますので、そのような皆様には何とか下水道を使っていただく様に私どもも努力をする。また実際使っていただいた中でも下水道の使用料を滞納されている方については、私どもも何回もお願いして使用料はちゃんと適正に払っていただける様に私ども努力してまいる所存ではございます。

会長

そういう事でお話の前向きな結論が出たと。

川上委員

先ほどのこの表が累進制でそれで数字を出していると思うのですけれども、他の市町村とのスタートの金額も同じですか。

林係長

基本料金ですね。

川上委員

150円 195円というのは一緒ですか。

高地参事

いえ全て違いますね。

川上委員

違いますよね。そうしたら大口の方がどんどん使う。金額が大きくなるという事であれば、一般家庭を少なくするのには、やっぱりこのスタートの150円をもう少し、よその下がってましたけど、下げたおいて鎌ヶ谷はそんなに大口のところが少ないかもしれないけど、多少いっぱい使うところにいっぱい払ってもらおうと。そうすれば一般家庭が20m<sup>3</sup>のもう少し単価が安くなる。

林係長

使用料が一番多くどこの階層の方がささえてくれているかというところなのですが、そこを下げてしまうと全くガクンと落ちてしまう。しわ寄せをどこに持っていくか。前回の改定時には大口にあてたのです。大口の比率を高く上げ、基本料金の方を抑えたのです。基本的にそれで十分改善はしてきている。次回やるときはそのような形でまた検討しなくてはいけないと思っております。

川上委員

先ほど見たら鎌ヶ谷は、スタートが高いですね。

林係長

そこらへんのことも思っています。あまり下げると使用料に影響が出てしまう。

川上委員

まあ大口とのバランスを考えながらですね。

林係長

そうです。改定しても全く変わらないどころか、逆に下がってしまったら意味がないですね。

会長

ではその問題は次回改定を検討するときにはそのバランスもこの議題に乗せましょう。ということでいいですか。

高地参事

わかりました。

川上委員

そうすると一般家庭が払いやすくなる。

林係長

そうですね。使用料は全体的に下げないで、払いやすくなるように。

#### 川上委員

そうですね。全体的なものは同じですね。

#### 高地参事

私ども昭和 59 年から、下水道の使用料いただく様になっているのですが、基本料金につきましては、昭和 59 年が 800 円でした。63 年に 900 円、平成 16 年には基本料金の 900 円は変わってございません。平成 20 年の 4 月から 953 円ということで 53 円料金の値上げをさせていただいております。このような状況で推移してございます。

#### 会長

そのバランスは次回ということでもいいですね。

#### 川上委員

そうですね。

#### 会長

永山さんご専門の方から、こんなことを言ってもらったら困るということがあれば言って下さい。

#### 永山委員

皆様のご指摘というか、会長さんの方で対策として何があるかとももちろん先ほど市の方のデータとして水洗化率が 92%で残りの 8%ぐらいは下水道使えるのだけれども、まだ下水道使っていないとありますので、データを見ますと年々毎年少しずつ上昇してますので、この努力を更に続けることが大事なのだろう。もう一つは我々サイドというか先ほどの説明の中で、鎌ヶ谷市の場合には、県の流域下水道に接続するとして、処理場は県の施設で水を処理している。今、印旛沼流域下水道と手賀沼流域下水道のこの二つに鎌ヶ谷市の場合には水が

流れている。鎌ヶ谷市下水道のレジユメに色分けしてありますけれども、緑と青とで、この黄色が江戸川左岸流域下水道、私どもの方で整備して管理する施設になっております。ここについてはまだ鎌ヶ谷市の水を受け入れることは出来ないという状況になっております。鎌ヶ谷市の水は最終的には私ども流域の下水道の管渠が迎えに行きまして、それに市の管渠が繋いで、私どもの処理場に流れてくるようになるのですけれども、色々な状況で下流の処理場に近いほうのパイプが出来ていないものですから、まだ受け入れることが出来ない。先ほど委員さんの方からあと3、4年というお話がありましたけれども、そういう形で何とかできるように市と調整させていただいて、私どもの管を入れるには用地的なスペースを含めて色々な調整をしなければならないのです。

料金ということになると、維持管理するお金が相当かかります。維持管理費の中には最終的には、私ども県の方で管理をしている処理場とか、大きなパイプがございますが、処理場とか大きなパイプの管理費を市から頂いているのです。私どもの江戸川左岸流域の上流は野田市から下流は浦安市、市川市まで八つの市がありまして、その一つが鎌ヶ谷市なのですが、鎌ヶ谷市を除いて七つについては私ども受け入れております。まだ100%ではありませんけれども、だいたい沿線の人口140万人ぐらいおりまして、計画の区域が120万人ぐらいおりまして、そのうち100万人ぐらいを受け入れさせていただいています。ですから74%ぐらいなのですが、それには年間60億70億とかというお金が管理にかかっております。そのお金を少しずつ低減していくのが最終的には料金の低減につながるのだらうと思います。県の方では五年にいったん料金の見直しをして、それは市からいただく負担金の見直しという形になっていまして、五年に一度ぐらいやっているのですが、一回1円か2円ぐらいずつ下げながら改訂を何回かしている状況です。もう少し維持管理の面で、江戸川左岸流域に

については、まだ鎌ヶ谷市はやっておりませんが、将来受け入れるその段階で負担をお願いします。それは最終的には市民の方から、下水道料金という形で徴収するということになっておりますので、先ほど言いましたように全体が増えれば、単位当たりのコストは下がりますので、全体が増えるということはある意味ではコストを下げることに繋がりますので、整備をどんどんやっていく。管理費の低減というものも私ども一つの大きな役割がありますので、役割というか責任がありますので、県の方でもそういう低減をやっていきたいとは思っています。ただ先ほどもお話出ましたけれども、例えば処理場とかでは色々な機械があるのですけれども、水をきれいにするためのとかですね、だいたい15年か20年ぐらいで機械を更新しなければならない。だめになってしまいますので。そういった更新していくための財源も必要になりますので、先ほども言いましたけれどもだんだんこう使用料金、維持管理費が下がったとしてもそういう機械を更新するための経費をどう積立てていくかということも必要になりますので、かなり長いスパンでものを見ていかなければならない。そうすると単年度当たりの維持管理費が少しずつ低減されても、それを先ほどのように基金として積立てるのかそういった議論をしていく必要があるのだらうと思います。そういう中身を委員の方だけではなくて市民の方によく知っていたいて、下水道は使えば、適正に管理すれば、生活も改善されますし、何よりも周辺環境公共用水域が改善されますので、大きなトータルの意味で生活環境を含めた改善につながると思いますので皆さんの協力をいただきながら、私ども県の立場としても事業をやっていきたいという風に考えております。

#### 会長

今のお話で、私には理解が不足しているかもしれません。負担金を市は払っているけれども、下水はまだ受け取っていないという理解でよろしいですか

永山委員

鎌ヶ谷市からは受け取っていないのですよ。

会長

鎌ヶ谷市からは負担金はもらってない。

永山委員

管理のための負担金は頂いてない。

会長

だから下水も受け取っていないという状況。

永山委員

そうですね。逆に言うと水を処理もしていないのに、お金は頂けない。

会長

早くつないでもらった方が、お金の勘定の方がよくなると理解をしていいの  
でしょうね。

永山委員

そうですね。

会長

ありがとうございます。では副会長さん全部まとめていただけますでしょうか。

副会長

今、お話しいただきました様に、将来の修理、維持このための費用をどう見  
積もって、どう基金として積立てていくかというのが一番大きな問題かという  
気がするのですね。私は鎌ヶ谷市に住んでいませんけれども、やはり下水道が  
完備してあるというところに住みたいというのは圧倒的でしょう。そういうの  
をアピールすることによって住民にもわかるようにより良くするということ

が出来るでしょうし、そうすれば増えてくる。ただ先ほどおっしゃった様に昭和 51 年から 40 年経っていますので、修繕の時にどう基金を長期的に考えて積立てていくかと、そこも含めた料金ということで考えていかないと、またどこかから借りるとか、それからこれだけ厳しいですから税収がはたして伸びていくかということもある。国からの補助もどれくらい出るかというのもなかなかきびしい現状ですので、修繕、維持のための積立金をどうやって、やっていくかということをお考えなられるのがいいかという感じがいたします。

会長

ありがとうございます。それでは、提案の料金の改定というのが一応の問題ですので今まで通り、でよかろうかと言うことでよろしいでしょうか。

私の不手際で議事録署名人を忘れていました。これで終わりにしますが、議事録署名人をどなたにお願いする原案だったのか。

林係長

私の方からよろしいですか。前回の審議会の後ですので菅野委員になります。

会長

では菅野委員お願いします。今日はこれで終わりにしてよろしいですか。どうもありがとうございました。

会議録署名人の署名

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するために次に署名する。

平成 23 年 12 月 27 日

署名人 菅野 勝利